

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	漁協の事業運営の健全性の向上を図るための措置
担当部局	水産庁漁政部水産経営課
評価実施時期	平成19年6月
規制の内容・目的	【内 容】 漁協の事業運営の健全性の向上等を図るため、漁協に対して、 ① 組合員資格審査の方法を定款に記載することを義務付ける。 ② 事業別の損益状況を明らかにした書面または電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、または提供することを義務付ける。 ③ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者については、漁協役員となることを禁止する。 【目的及び必要性】 漁協は、漁業者の経済的社会的地位の向上と漁業生産力の増進を図るための漁業者の共同組織として、漁獲物の販売（販売事業）、必要な物資の供給（購買事業）等を行うことにより、組合員たる漁業者の漁業活動の継続・安定に寄与する役割を果たしてきたところである。 しかしながら、近年の水産資源の減少や魚価の低迷等に伴う販売事業の不振、燃油価格の急騰等に伴う購買事業の不振等により、各漁協の収支状況が悪化している中で、不振事業の赤字が他の事業の黒字により補てんされ、不振事業の運営の改善が進まないため、漁協経営全体に悪影響が生じている例もみられる。したがって、引き続き漁協が組合員の漁業活動の継続・安定に寄与していくために、その経営の健全化を図り、事業運営の適正化を図ることが急務となっている。 【根拠条文】 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第32条第2項、第58条の2、第34条の4第1項、第41条第1項
期待される効果	組合員資格審査の方法の明記、事業別の損益状況の通常

	総会への提出や、漁協役員の欠格事由の追加により、漁協の自助努力による、早期の業務運営・財務内容改善のための措置等の対応が図られ、漁協の業務運営全般の健全性の向上が図られる。
想定される負担	漁協は、組合員資格審査の方法を定款に記載することが義務付けられることにより、定款の変更等が必要になる。 また、事業別の損益状況を明らかにした書面または電磁的記録の作成及び通常総会への提出が義務付けられる。 なお、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者についての、漁協役員となることの禁止については、現行の役員欠格事由への追加であり、漁協に新たな負担が生じるものではない。
想定できる代替手段との比較考量	近年、一部の漁協において組合員資格審査が適正に行われないことにより、法定要件を満たさない者が正組合員として存在し、健全な漁協運営の維持に支障を来す例が発生しており、現状どおり漁協について組合員審査方法の定款への記載を義務付けないこととした場合には、これを是正することができない。 また、事業別損益状況に関する通常総会への報告を義務付けないこととした場合、不振事業の運営の改善が進まず、結果的に漁協経営全体に悪影響が生じるおそれがあることから、漁協等が組合員に対して事業別の損益状況を自ら開示することを義務付けることは、各事業内容の把握を容易にし、廃止や譲渡も含めた事業実施方法の見直し、ひいては事業・組織の改革に向けた自助努力を促進するために必要な措置であると考えられる。
備 考	事業別損益を明らかにする書面の作成、業務報告書作成等義務については、既に農協法において措置済。
レビューを行う時期	平成 25 年

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	共済事業の健全性の確保及び契約者の保護を図るための措置
担当部局	水産庁漁政部水産経営課
評価実施時期	平成19年6月
規制の内容・目的	【内 容】 漁協の共済事業については、今後漁協経営におけるウェイトが増していくと考えられるため、漁協の支払能力の充実程度に応じ、あらかじめ命令の発動基準を設定する支払余力比率の導入等、運営状況の早期改善を容易にする仕組みや、クーリング・オフ制度の導入等により、漁協の共済事業の健全性の確保や、契約者の保護を図るための措置を講ずることとする。 【目的及び必要性】 共済事業については、これまでは、大幅な組合自治に委ねられ、共済規程の策定等について、行政庁の認可制とすること等必要最小限の規定しか設けられていなかったが、近年、 ① 契約者のニーズの多様化・高度化に伴い、共済商品の種類、そのカバーする共済事故の範囲等が拡大するとともに、契約1件当たりの平均共済金額が増加していること ② 漁協間の合併が進展し、規模の大きい漁協が共済事業を専門的に取り扱う職員を置けるようになったことにより、共済事業の普及を強化していること ③ 各漁協において、潜在的市場があると考えられる共済事業の普及を推進した結果、共済事業における組合員以外の利用が増加していること から、共済事故が起こった場合における責任金額が増大している。こうした中で、共済事業の運営が健全に行われなければ、当該事業が破綻し、漁協経営全体が立ち行かなくなる危険性もあるため、共済事業の運営の健全化を図ることが極めて重要となっている。 さらに、共済商品の増加・複雑化に伴い、必ずしも十分な商品知識を有しない契約者を保護する必要性が高まっている。

	【根拠条文】 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第 11 条の 3、第 11 条の 12、第 15 条の 2 から第 15 条の 13 まで、第 15 条の 15、第 15 条の 17 から第 15 条の 19 まで、第 17 条の 2 から第 17 条の 15 まで、第 34 条第 11 項及び第 12 項、第 47 条、第 48 条第 5 項、第 55 条、第 58 条の 3、第 100 条の 3、第 100 条の 4、第 121 条第 2 項、第 123 条の 2、第 126 条の 2
期待される効果	漁協の共済事業の運営状況について、支払余力比率の導入等早期改善を容易にする仕組みを新たに設けることにより、漁業の経営の健全性の確保が図られる。また、重要事項の説明義務の追加やクーリング・オフ制度の導入等により、共済商品について十分な知識を有していない契約者の保護が図られる。
想定される負担	共済事業を行う漁協は、共済金の支払の最終的な担保となる出資金について、法令で定める額以上となるよう義務付けられる。また、一定規模以上の漁協については更に、経営の健全性を確保するため、第三者的・客観的な立場から監査を行う員外監事や、日常的に監査を行う常勤監事を設置する義務が生じる。
想定できる代替手段との比較考量	現状どおり、共済事業を行う漁協について、共済規程の行政許可等以上の特段の規制を加えないこととした場合には、共済事業の健全な運営が十分に担保されず、今後漁協における共済事業のウェイトの増大が予想される中、漁協の経営全体の健全性も確保されなくなるおそれがある。また、共済商品の増加・複雑化に伴い、契約者を十分に保護することができないおそれがあることから、運営状況の早期改善を容易にする仕組みや、クーリング・オフ制度の導入等により、その健全性の確保や契約者の保護を図るための措置を講ずることが必要であると考えられる。
備 考	農協法においては、平成 16 年に同様の規定を措置済。
レビューを行う時期	平成 25 年

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	漁業信用基金協会の経営の健全性の確保を図るための措置
担当部局	水産庁漁政部水産経営課
評価実施時期	平成19年 6月
規制の内容・目的	【内 容】 ① 主務大臣は、基金協会の経営の健全性を判断するための基準を定めることができる（第4条の2）。 ② 主務大臣は、必要があると認めるときは、基金協会に対し、経営改善計画の提出・変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる（第66条の2）。 ③ 基金協会の業務運営の内部監査体制を充実するため、員外監事を導入するとともに、一定以上の事業規模を有する基金協会に対しては、公認会計士監査を義務付ける（第24条第4項、第33条の2）。 【目的及び必要性】 水産資源の減少、魚価の低迷、燃油価格の高騰、低金利の金融情勢等を背景として、近年の基金協会の経営状況が悪化していることから、基金協会の事業の健全性を確保し、中小漁業者への信用補完を維持するに当たっては、基金協会の業務及び財務状況の改善が必要となってくる。 そのため、①基金協会の保証債務の弁済能力が適正かどうかの基準その他の基準を定め、基金協会の業務・財務の状況により、主務大臣は改善計画の命令等の措置を講じることとする。 また、②基金協会の業務の適正化な運営の確保を図る観点から第三者たる金融に関する学識を有する者を員外監事に委嘱できるよう措置し、③事業規模が一定の基準を超える基金協会においては、その経営悪化は信用基金への収支や保証保険制度全体への影響も大きいことから、当該基金協会の保証債務や財産等を厳密に評価させるため、公認会計士等による監査制度を導入することとする。 【根拠条文】 ○中融法第24条第4項、第33条の2

	○中融法第4条の2、第66条の2
期待される効果	① 健全性基準の導入により、基金協会の経営の健全性の基準が明らかとなり、基金協会の経営が極度に悪化する前に主務大臣による早期是正措置の命令に係らしめることにより、基金協会の財務状況の破綻を回避し、中小漁業者に対する保証業務を引き続き継続させる。 ② 員外監事の導入により、基金協会の適正な保証業務が期待でき、代位弁済額が少なくなることや、資産評価・運用の適正化が図られることから、財務状況の改善となる。 ③ また、事業規模が大きい基金協会にあっては、公認会計士等監査制度の導入により、保証債務に係る引当金や財務状況が正確に評価されることにより当該基金協会の経営状況が改善することで、保証保険制度全体の安定化が図られる。
想定される負担	① 早期是正措置命令の発動区分ごとに基金協会及びその関係者において、基金協会の健全性の確保に向けた取組みにかかる負担が生じる。 ② 公認会計士監査制度の導入により、一定の経費増しが予想されるが（先に公認会計士等監査を導入した農業信用基金協会では年間約 200 万円の負担）、基金協会の適正な債務保証業務が期待でき、代位弁済が少なくなることや、基金協会の財産の運用の効率化が図られる。また決算書類においては、保証業務に係る引当金の適正な積立てが担保されることから財務状況が改善されるものである。なお、公認会計士監査については、一定の事業規模を有する基金協会のみ導入を義務づけることから、基金協会全体に対して大きな負担を与えることはない。
想定できる代替手段との比較考量	○公認会計士等の監査制度について、農業信用基金協会においては、すべての基金協会に対して公認会計士等監査を義務づけているが、漁業信用基金協会は農業と比べ事業規模が小さく、すべての基金協会に公認会計士等監査を義務づけることは経営を圧迫することや、小規模な基金協会にあっては員外監事による決算監査によっても適正を確保できることから、漁業においては、一定の事業規模を有する基金協会に対して公認会計士等監査を義務付けるものである。
備 考	○特になし。
レビューを行う時期	平成25年

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	漁協の事業の再編に伴う規定の整備
担当部局	水産庁漁政部水産経営課
評価実施時期	平成19年6月
規制の内容・目的	【内 容】 ① 基金の運用先として、信用事業を行う漁協で政令で定める規模を有するものを追加する。 ② 個人の漁業者にあつては年間90日以上漁業を営み又はこれに従事する者に限られている基金協会の会員資格の日数要件を廃止する。 ③ 業種別基金協会の会員資格に、特定漁業を行う者が主たる構成員又は出資者となっている団体で、政令で定めるものを追加する。 【目的及び必要性】 ① 現行法上基金協会の基金の運用先については、信漁連等に限定され、信用事業を行う漁協は対象となっていない。 しかし、漁協系統の信用事業体制の強化の点から、漁協の信用事業を信漁連に譲渡するだけでなく、信漁連の信用事業を都道府県の1漁協に包括承継するといった事例が見られており、このような場合に基金協会が信漁連に対して有する預金等について漁協に移行する必要がある。 ② 基金協会の会員資格については、個人の漁業者にあつては漁業を営み又はこれに従事する日数が年間90日以上である者に限られており、当該要件を満たさない者は、その所属する漁協の出資の共同利用を通じてのみ保証を受けることができることとなっている。しかしながら、漁協の事業再編の一環として、漁協が信用事業を譲渡する事例がみられ、こうした漁協では、基金協会への出資を減らしたり基金協会から脱退するものもある。したがって、当該要件を満たさない漁業者が、その所属する漁協の出資の共同利用によることなく、自ら出資して基金協会の会員となり保証を受けられるようにするため、個人の漁業者に課されていた会員資格要件（漁業を営み又はこれに従事する日数

	が年間９０日以上であること）を撤廃する必要がある。 ③ 業種別基金協会の会員資格については、特定漁業を営む者及び特定漁業を営む者を直接又は間接の構成員とする漁協等に限られている。しかし、漁協等の販売事業のあり方が変化してきていることから、特定漁業の漁獲物の販売を業とする漁協等の子会社等、特定漁業を営む者が主たる構成員又は出資者である団体についても業種別基金協会の会員とする必要がある。 【根拠条文】 中小漁業融資保証法（昭和２７年法律第３４６号） 第１０条第１項、第２項、第４３条第１号
期待される効果	① 基金の運用先に信用事業を行う漁協を追加することにより、一県一漁協体制となっている県（６県。平成１８年９月現在）や、今後信漁連の信用事業の包括承継を予定している県においても、引き続き漁協系統金融機関への基金の運用が可能となる。 ② 個人の漁業者に課されていた会員資格要件を廃止することにより、会員数の増加及びそれに伴う保証引受けの増加（数％程度）が見込まれる。 ③ 業種別基金協会の会員要件を見直すことにより、特定漁業の漁獲物の販売を業とする漁協等の子会社（現在把握しているところで５社（売上計約 390 億円。平成 17 年度末））も業種別基金協会の保証対象となる。
想定される負担	特になし。
想定できる代替手段との比較考量	特になし。
備 考	
レビューを行う時期	平成２５年

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	漁業信用基金協会の再編整備を図るための措置
担当部局	水産庁漁政部水産経営課
評価実施時期	平成19年 6月
規制の内容・目的	【内 容】 ① 現行では、基金協会の合併が認められているが、今般、事業譲渡を措置することにより、経営が困難となった基金協会からの事業の円滑な承継が図られるようにする。 ② 基金協会から事業を譲り受けた者が一定の要件を満たす場合には、その者が行う漁業近代化資金等の保証について、(独)農林漁業信用基金が保険を行うことができる。 【目的及び必要性】 近年の基金協会を取り巻く状況は、①漁業経営の悪化を反映した保証残高の減少・代位弁済の増加や②低金利情勢による運用益の低迷により、経営状況及び財務状況は悪化しており、平成17年度末においては、20基金協会が繰越欠損金を計上している。 今般の法律改正では、基金協会の経営の健全性を確保し、漁業者に対する信用補完を維持することを目的として各措置を講ずることとしているが、地域によっては漁業経営の衰退の度合いが大きく、実際に都道府県単位における基金協会の維持が困難となった場合もある。 このような状況に対して、信用補完の機能を維持するには、場合によっては組織再編による基盤強化が必要であるが、従来の合併の措置では、物的・人的要素を含めた権利義務の包括承継を伴うものであり、基金協会間の財務格差の問題等により、これまで県域を越えた合併は皆無である。 このため、従来の合併に加え、事業譲渡を可能とすることにより、経営が困難となった基金協会からの事業の円滑な承継が図られるようにするものである。 併せて、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者が信用基金と保険契約が締結できる規定を併せて整備するものである。 【根拠条文】

	○中融法第 59 条の 2 ○中融法第 69 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 75 条
期待される効果	保証事業のより円滑な承継が行われることにより、基金協会の再編整備及び中小漁業者への信用補完の維持が図られる。
想定される負担	○保証事業を譲り受けた者については、中小漁業の振興という法目的から、基金協会の保証事業の全部を譲り受けた者（以下「譲受者」という。）であっても信用基金と保険契約を締結できるようになることから、譲受者にとって負担は生じない。 一方、（独）信用基金側としては、信用基金の保証保険制度は公共性・政策性の高いものであり、また、信用基金の保険リスクを悪化させないという観点から、信用基金との保険契約が締結できる一定要件を定め、その上で主務大臣の認可に係らしめる必要がある（第 69 条第 3 項、第 4 項）。 また、同様の趣旨により、保険締結後であっても、引き続き譲受者により保証業務が健全に行われているか主務大臣による報告徴求や指導、又は助言できる規定（第 69 条第 5 項）や、譲受者が保証保険契約の締結時の要件に適合しないような事例が生じた場合には、信用基金による契約の解除や、主務大臣から信用基金に対して当該保険契約の締結の解除について命令できるよう（第 75 条）それぞれ措置することにより、信用基金は譲受者との保険契約の締結に当たってその負担は増大しないものとしている。
想定できる代替手段との比較考量	○特になし。
備 考	
レビューを行う時期	平成 2 5 年